

平成26年度 第6回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成26年12月25日（木） 午前10時～11時35分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第1会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

＜委 員＞

安藤節子、遠藤乃理子、大久保砂織、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄、
高須都子、鷹野吉章、中山圭三、野本矩通、藤原源郎、村中輝、和田光一

＜事務局＞

福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、障害者福祉課長（松下）、地域福祉推進課事務職員（渡部、飯泉）

株式会社生活構造研究所（青木、佐藤）

■ 傍聴者：2名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について

（3）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料1 平成26年度第5回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）

資料2－2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）の資料編

参考資料1 府中市福祉計画（案）のパブリック・コメント手続の実施結果

参考資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）の主な修正箇所一覧

1 開会

事務局： 皆さまおはようございます。ただ今から平成 26 年度第 6 回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催いたします。本日の会議は、委員 15 名中 13 名のご出席をいただいておりますので、定足数を満たしております。

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。事前送付資料は資料 1、資料 2、参考資料 1、参考資料 2 でございます。本日お配りした資料は、議事次第と資料 2－2 でございます。

本日の審議会では、まず計画素案のパブリックコメント手続の実施結果について報告をさせていただきます。続きまして、計画素案の公表後にいただきましたご意見などを踏まえまして、計画素案の一部を修正しておりますので、その確認と、修正内容につきまして委員の皆さまにご検討いただきまして、ご意見を賜りたいと考えております。また本日配布いたしました資料 2－2 につきましても、ご確認いただければと考えております。本日の進行につきましては以上でございます。

本日の会議は、視覚に障害のある委員と聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、ご発言の際には挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

また、本日の会議には傍聴希望の方がいらっしゃいます。入場していただいでよいか、委員の皆さまにお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

事務局： それでは、傍聴希望の方に入場していただきます。続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1) 会議録の確認について

会長： 皆さまおはようございます。最初の議題は、資料 1 の会議録の確認でございます。何かご質問等ございましたらご意見をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。なければ、会議録は承認ということでよろしくお願いします。

(2) 府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について

会 長： それでは2つ目の議題の府中市福祉計画（案）のパブリックコメント手続の実施結果について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局より、参考資料1について説明。）

会 長： 事務局から説明がございましたように、パブリックコメント手続の実施結果と、意見・要望等に対する市の考え方が出ました。それについてご意見を賜りたいと思います。何かございますか。

私のほうから1つお願いがあります。参考資料1の2ページ、No. 3の市の考え方で、ボランティアポイント制度については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）の中で介護支援ボランティア制度の導入の検討について記載している、ということですが、高齢者の計画と地域福祉の計画の整合性を取るため、資料2の地域福祉の計画の53ページ、事業番号49に、介護支援ボランティア制度の導入の検討について記入するという事でよろしいかと思いますけれども、どうでしょうか。

事務局： 審議会のご意見ということで、検討させていただきます。

会 長： そのほか何かございますか。それでは、後程まとめて確認をさせていただきたいと思います。

(3) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）について

会 長： 次に、議題の3番目の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（案）について、修正箇所も含めて、事務局から説明をお願いします。

（事務局より、資料2、資料2－2、参考資料2について説明。）

会 長： それでは参考資料2の修正箇所一覧と資料2など確認をしながら、ご質問、ご意見等をいただければと思います。

委 員： 2つ質問があります。1つは孤独死、孤立死の言葉の定義ですが、府中市の定義が書いてありますけれども、東京都や国のガイドラインに沿って作ったものなのでしょうか。それとも全く市独自で作ったものなのかがちょっと気になりました。孤独死の数をまとめて出すにしても、各市によってその基準がばらばらだと正確な数字が出てこないのではないかと考えたからです。

もう1つは、地域福祉コーディネーターの配置についてです。32年度までに

6か所に地域福祉コーディネーターを配置するということですが、1か所1人ずつ配置するのか、複数人配置するのか。また、地域福祉コーディネーターの担当する地域ですけれども、福祉エリア6地区のうち担当する1つの地区の福祉に関する相談ごとを扱うのか、それとも府中市全域の福祉に関する相談に応じていただけるのか、その辺をもうちょっと具体的にご説明いただければと思います。

会 長： 1つ目は孤独死、孤立死の定義の問題、2つ目は地域福祉コーディネーターの配置や役割について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 1点目の孤立死の定義でございます。孤立死につきましては、いくつか国や東京都でも定義があります。市の定義と大きく違いはないのですが、だれも看取りがない状態で死亡しているということと、死後一定時間経ってから発見されるということは共通なのですけれども、発見されるまでの期間の取り方に若干ずれがございます。府中市では1週間と定めておりますので、定義を明確にさせていただいたのですが、他市との比較において大きくずれるところではないと認識しているところでございます。

2点目の地域福祉コーディネーターですが、6つの福祉エリアに各1か所ずつ、基本的には1名を配置する予定でございます。その地域の方といわゆるパートナー関係を築くこと。要は、顔見知りになることが基本的な役割でございます。ただ、当然1人だけでは、例えば、その職員が休んだときに対応できないという問題もありますので、基本的には代替要員はいるにしても、予算でいうと1人相当分という予算の取り方で配置することを考えているところです。

また、地域福祉コーディネーターの相談の受け方は、配置されたエリアの相談を想定しているところではございますけれども、例えば、他のエリアの方からの相談を受けないということではなくて、相談を受けて内容を整理した上で、他のエリアの地域福祉コーディネーターに引き継ぐ、または相談機関、地域包括支援センターに引き継ぐといった対応をすることを考えております。

会 長： 孤独死、孤立死の定義ですが、一定時間の経過というところで、期間が早いところでは5日、または10日としているところもありますけれども、1週間が一番妥当だろうということでございます。

委 員： 参考資料2の3ページの下から2段目、事業番号20の家計再建支援の実施についての質問です。資料2では45ページに事業番号20が記載されていまして、その上段の事業との関係でお伺いしたいと思っております。

生活困窮者の自立支援に関して、自立に向けた支援計画の想定なのですけれども、世帯に対するものも多分に出てくると思います。もちろん当事者だけという例もあるとは思いますが、困窮していらっしゃる方は世帯単位での困窮と

いうことも十二分に想定されるということが1点です。

次に、相談支援員の定義について、まだ固まっていないところもあるかもしれませんが、お考えのところがあればお聞かせいただきたい。また、この辺の事業は委託を想定されていらっしゃるのか、直営を想定されていらっしゃるのか。事業番号17番、18番では、支援計画の作成というところがありますので、家計再建支援の部分でもまた1人専門職が介在することになるのかなと思いますが、例えば、生活困窮者の支援のマネジメントをトータルに担う人材についてはどう想定されていらっしゃるのか。マネージャーがそれぞれ単独でそれぞれの事業を行うことになると、様々な専門員が間に介在するということで、根本的な問題解決にあたってさまざまな専門家が介在するという、非常にナンセンスなスタンスにならざるを得ない形態なのかなと私には見えるのですが、そうならないような工夫をして進めていただければいいのかなと思います。

会 長： 有り難うございました。事務局、お願いいたします。

事務局： 生活困窮者の支援は新しい法律に基づく法定事業ですので、国から主だったフレームは示されているところです。生活困窮者は単身の場合もございますけれども、世帯で生活に困窮している場合も当然ございますので、世帯の状況を確認した上で、世帯構成員それぞれに合った支援計画を立てていくというかたちになります。支援計画ごとにその中で個々のケースごとに調整というかたちを取るのが国のフレームでございますので、市としてもそのフレームを順守した対応になるかと考えております。

相談支援員につきましては、事業番号17番の生活困窮者の自立相談支援の充実という事業で相談支援員が配置されます。こちらで相談を受けて、支援計画の作成、進行管理を行うことになります。例えば、多重債務等で家計管理に問題があるというケースであれば、事業番号20番の家計再建支援の実施という事業を使っていくという流れになりますので、17番の自立相談支援で進行管理をしつつ、就労支援や住居確保給付金などの事業を使っていくという流れになります。マネジメントにつきましては、17番の自立相談支援の事業で行うかたちを取り、ここが中心になって各関係機関、関係の専門職の方に集まっただいて支援調整会議を開催し、そこで調整をした上で支援内容を決定していくという流れになります。基本的には国が定めているフレームに則ったかたちでの実施を考えております。計画では、そこまで細かくは書いていないのですが、今申しあげたようなところを想定しております。

会 長： 平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されますけれども、任意事業はいくつぐらい行う予定ですか。

事務局： 任意事業は、21番の生活困窮家庭の子どもへの学習支援、20番の家計再建支援です。17、18、19番は法で定める必須事業になります。19番は、国でいうと

ころの住居確保給付金、17、18 番は自立相談支援事業にあたります。計画案では 17 番と 18 番に細かく分けておりますが、国のフレームが適用されると今申しあげたようなかたちになります。

会 長： 必ず行わなくてはならない必須事業と、任意事業がいくつかありまして、府中市はそこから事業番号 20 番、21 番を任意事業として選んでいるということです。

委 員： 地域福祉コーディネーターになるための資格についてと、地域福祉コーディネーターの配置場所は地域包括支援センターとは別の場所に事務所をつくるようになるのか。その 2 つをお答えいただきたいと思います。

事務局： 地域福祉コーディネーターは、特に法定資格が決まっているものではありませんが、基本的には福祉分野の事業の内容に精通していることが最低限の条件になります。そういう意味でいえば、社会福祉士、精神保健福祉士、場合によっては保健師といった方を想定しております。また相談対応になりますので、福祉の相談の経験がある方を配置する必要があると考えております。

2 点目の配置場所につきましては、地域に密着した活動を行っていくことが必要になりますので、地域住民の皆さまに、地域福祉コーディネーターがあそこにいるということがすぐにわかる必要がございます。まだ想定の間段階ですが、市の公共施設、例えば文化センターや、高齢者の相談が多い場合は地域包括支援センターに併設するということを考えております。ただ、基本的にアウトリーチを考えておりますので、相談に来てもらうのではなくて、地域福祉コーディネーターのほうから相談者のところに向かうスタイルを基本に考えております。

委 員： 資料 2 の 37 ページのイメージ図を見ていますと、地域福祉コーディネーターに矢印がたくさん集まっています。先程のお話ですと、地域福祉コーディネーターは一人で、アウトリーチを予定していらっしゃるということですが、一体この方は、いつ、どういうお仕事をする時間があるのだろうと思ってしまいますのですけれども、大丈夫でしょうか。

事務局： スタートのタイミングでは、予算的にも活動状況的にもまず 1 名を配置するというかたちを考えております。実際に活動内容によって、この機能はもう少し充実が必要だということがあれば、必要に応じて人数の追加や補助職員をつけるなどといった対応が必要になってくるかと思います。先行市でも、この地域にはこの人という特定の人を配置しておりますので、それを参考にさせていただいておりますが、実際の活動状況によっては、そういったサポート体制が必要だろうと考えております。

副会長： 先程、生活困窮者の自立支援に関しても世帯単位での支援が必要ではないかという話があったのですけれども、地域福祉コーディネーターに関しても、どういった方に焦点を当てて支援していくかということが大事なポイントになると思います。資料2の36ページ、セーフティネットの充実のところの文章で、最初の部分の説明をみると、いわゆる我が国の対象分野別の縦割りの法制度の中で複合した問題を抱えている、どこの制度でも対処されないような支援困難な方々に対応していく、ということなのだろうと思うのですが、一人ひとりの個別支援を出発点としていくわけですが、やはり家族単位という視点が大事なのではないかと思います。例えば、要介護の高齢者と障害児を抱える家族というような、複合した問題を抱える家族全体をトータルにみていく立場は、我が国の法制度ではないのではないかと思います。それをカバーしていくことが地域福祉コーディネーターとして大事なのではないかなと思うのですね。

そういう意味で、内容的なことは今後検討されていくと思うのですが、対象は、支援が必要な「人・家族」というところまで位置づけたほうがいいのではないかと私個人の見解としては思っております。

事務局： 個人だけではなく、その背景にある世帯の状況、課題というところも当然射程範囲に収めた上で支援にあたる必要があると考えております。37ページの図表の修正等を検討させていただければと思います。

委員： 資料2の47ページ、事業番号28番のこころの健康を守る取組の推進という事業を新規で設けていただいておりますが、老人クラブとしましては、高齢の一人住まいの方が大変増えている現状で、新規事業としてあげていただいたことは非常に有り難いと思います。もう少し詳しい内容がわかればと思うのですが、ご説明を願いたいです。

会長： 事務局、お願いします。

事務局： 事業番号28については、保健計画の取組みとの整合性をとるため新たに加えた事業です。内容には相談窓口の充実と啓発活動の推進しか書いておりませんが、保健計画では、関連事業として健康教育、啓発活動も含め、自殺対策も含めて記載しております。

保健計画ではライフステージに応じた健康づくりを掲げておりますので、対象者の年代別に取り組むことを定めております。例えば、学齢期ですとストレスへの対処法に関する知識を普及していくこと、働いている20歳から64歳ですとワークライフバランスについての情報を提供することなどです。また自殺対策では、相談窓口の開設や各種取組みに対する広報活動などを記載しています。

地域福祉の計画に内容をもう少し詳しく書けるか、保健計画の内容を踏まえまして考えさせていただきたいと思います。

会 長： 保健計画との整合性を図るということで、大事なところは地域福祉の計画にも記載するというところでよろしくお願いいたします。そのほか何かございますか。

地域福祉の計画では、メインが 37 ページのイメージ図になるかと思いますが、皆さんこれを見てわかりますでしょうか。線がいっぱいあり、何がどうなっているのか、説明がないとよくわからないと思います。このイメージ図を少し分解してみるなり、ぜひ検討をお願いしたいと思っています。どうでしょうか、この図でわかりますか。

委 員： 37 ページの図ですけれども、支援が必要な人は、まず自分で行動を起こさないと専門機関等につながらないのでしょうか。例えば生活保護は申請の制度ですよね。困っている人たちに外部の団体がアクセスするのか、やはり支援が必要な人が自ら S O S を出さないとこれは機能しないのか、その辺のところを伺いたいと思います。

事 務 局： 図がわかりにくく大変恐縮ですけれども、福祉は原則、申請主義でございますので、申請をいただければ、当然そこからいろいろな制度につながっていくのですが、現状では申請主義だけでは難しいということが言われているところです。そこでアウトリーチということで、地域福祉コーディネーターやその他の機関が、支援が必要なところに直接介入することを想定しています。インテークやアセスメントということで、支援が必要だというサインを自分で出せない方に対しても、積極的に相談窓口の側から介入していくということを考えています。

実際には、地域福祉コーディネーターだけが行うということではなく、地域の方や関係機関などから地域福祉コーディネーターに一報を入れていただくということを想定しています。日頃の見守りや働きかけをして、地域の活動の中で支援が必要な人を見つけていく、ということを意図した図でしたが、もう少しわかりやすい図になるよう修正させていただきたいと思います。

会 長： 支援が必要な人というよりも、制度の狭間に置かれている人をどうにかたちで地域の中で救い上げて、いろいろな制度やサービスを提供していけるか、それを取りまとめるのが地域福祉コーディネーターという方々でございます。そういうシステムがこれからどんどん重要になってきますので、ぜひ、わかるように書いていただければと思います。

また、35 ページの支援ネットワークのイメージ図ですが、一番上に自治会・町会の地域とあります。おそらくこの中に民生委員や老人クラブなどの組織があるはずですので、それらをベースにしながら、地域のボランティアの方々をどうやって育成し、ひとつのシステムに持っていこうかという流れかと思いますので、その辺についても追加をお願いしたいと思います。

そのほかに何かございますか。

委員： 37 ページの図について、地域福祉コーディネーターは6名ということで、福祉エリア6地区にそれぞれ配置するということかと思うのですが、各エリアがかなり広いので、見える関係を作っていくのは一人では大変なことではないかなと思うのです。今後は地域福祉コーディネーターが増えていくかと思うのですが、コーディネーターの人数が増えていくのか、コーディネーターを配置するエリアをもうちょっと細かく分散するかたちで考えていらっしゃるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。やはり支援が必要な人を救い上げるためには、なるべく小さな単位で地域福祉コーディネーターが配置されることが望ましいと思うのですが、この図でいくとなかなか行き届かない、本当に身近で見い出していただけるのは自治会や民生委員など地域にいらっしゃる方になってしまうのかなというように見えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局： 地域福祉コーディネーターの活動エリアの問題ということでご質問をいただいているかと思いますが、いろいろな福祉事業が福祉エリア6地区で事業を組み立てておりますので、まずそちらで対応させていただきます。事務局としては、次の計画期間中に、地域福祉コーディネーターの適切な活動範囲の大きさを確認しながら事業を進めていくことを想定しています。

6地区よりさらに網目の細かいセーフティネットにしていく必要があれば地域包括支援センターの圏域にするとか、さらに細かいものが必要だとか、逆にそこまではいらないというような話になっていくかと思います。計画の進行管理をしていく中で、委員の皆さんのご意見をいただきながら調整していきたいと考えております。

会長： そのほか何かございますか。計画案が出来てきまして大体これがベースになるとしますので、こういうことをぜひ、ということがあればご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員： 用語集のワンストップという言葉ですが、複数の用事を一箇所で済ませられることという意味だけではなく、以前、総合相談窓口の整備についての説明で、どこに相談したらいいかわからない人も気軽に相談に行けるといった、もう少し違った意味もなかったでしょうか。

事務局： ご指摘の通りでございます。説明文について再度検討させていただきます。

委員： それともう1つ、68ページのPDCAサイクルについて、用語の説明があればいいかなと思います。

事務局： P D C Aサイクルは計画などで最近よく出てきている言葉ですが、外来語でするので、説明について用語集で対応させていただければと考えております。

会 長： P D C Aサイクルについても用語集に加えるということです。最近、地域福祉の手法として盛んに言われて、本当は経営のシステムをどういうふうにしようかというのがこのP D C Aサイクルなのですが。よろしいでしょうか。

委 員： 福祉エリアについてですが、32年度まで現状のままなのか、ゆくゆくは例えば文化センター圏域や小学校圏域というかたちに再編していく、というようなことを、今回の計画に盛り込むことはできるのでしょうか。

事務局： 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の前段にあたる福祉計画で、福祉エリアについても記載しています。基本的には32年度までの計画期間中は6圏域をベースということで考えています。理由としましては、現在、6圏域がすべての福祉サービスの必要見込量を定めるための基礎になっており、この圏域にしたがって市内の福祉サービスの提供体制が大体決められているためです。しかしながら、地域活動については、もう少し小さい圏域が適切だとか、ほかの圏域を利用したほうが適切だというようなご意見をいただくことも少なくはないのですが、地域包括支援センターの圏域などで対応が可能かと考えているところです。

会 長： 府中市には事業ごとにいろいろな圏域がございます。それをできれば統一して事業を実施していくということが一番良いのでしょうかけれども、その辺について再度確認をさせていただきました。そのほかご意見はございますか。

委 員： 2つほどあります。1つは、やはり健康で安全で、そしてみんないきいき暮らせるようになっていくには、地域福祉コーディネーターや、地域のケアマネージャーの方など現在活動している人たちの育成というのでしょうか、経済的な面からも、時間的な面からも、人が人を支えていくものですから、人づくりは長い目でみていくことが市民としても大事なのかなと思いました。

もう1つは、市政を考えるとときに協働の意識がどの分野にも大事だな、そういう視点がこれから本当に大事になっていくのだなということを感じました。

委 員： 37ページの図表にある「支援が必要な人」については、自分から支援をお願いする方法や、支援を必要とする人をどうやって見つけるかということが重要だと思います。1週間もずれたら本当にその人が死ぬか生きるかの相談を受けられない。支援が必要な人の発見の方法ですね。支援が必要な人と、それを見つけた人と、そういうところはしっかりと仕組みづくりをお願いしたいと思います。

事務局： 市でも日頃から支援が必要な方を見つけていく必要性を認識しています。例えば計画書では 49 ページの事業番号 41 番の地域での見守り活動の充実、40 ページの事業番号 1 番の相談窓口の連携強化といった事業がございますが、情報が伝わりやすい環境を整備していく予定です。ご指摘の部分につきましても、情報を取りやすく、支援が必要な人を発見しやすい環境を作っていくところを進めていきたいと考えています。

会 長： 54 ページに事業番号 55 番の地域子育て支援事業、56 番の子育てひろば事業という事業がございますけれども、来年度以降、学童クラブの対象が小学校 6 年生までになると思います。そうすると、おそらく学童クラブが足りないのではないかと思います。1 校区に 1 つ学童クラブがあると思いますが、その辺についても、ぜひ地域福祉の計画にしっかりと書いておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局： 学童クラブにつきましては、子ども・子育て支援計画の中で具体的に必要なサービス量の見込みと確保方策を定めています。地域福祉の計画への記載については、子ども・子育て支援計画と調整しながら、反映できるか検討させていただきたいと思っています。

委 員： 事業番号 55 番の地域子育て支援事業の内容に、「市立保育所を重点集約化し」とありますが、待機児童の問題を含めて、市立保育所はもちろん足りないと思うのですが、私立の保育所の現状はどうなのでしょう。

事務局： 子ども・子育て支援計画は来年度から実施されますが、その中でサービス量の見込みを定めています。現在、市内では市立保育所が 15 か所、私立が 28 か所、全部で 43 か所保育所があるのですが、待機児童がかなり出ている状況ですので、子ども・子育て支援計画の中でもサービス量を増やすことを定めています。

市立保育所の重点集約化は、あくまでも市の行政財政改革の内容も含めて実施するものですが、市立保育所を地域における子育て支援の拠点として活用したいという新しい考え方でございます。市立保育所を福祉エリア 6 か所にそれぞれ配置し、サービス量については私立保育園やその他の様々な保育サービス事業を増やしていくことで進めていくかたちになります。例えばその取り組みの一環として、今年 4 月に東京都の土地をお借りして新しく私立の保育園をつくっています。そういった動きを今後も加速させていくことを計画で定めています。

副会長： 35 ページの図表 17 の支援ネットワークのイメージで、福祉エリア（6 地区）の地域の説明書きに、保健・医療・福祉サービスのネットワーク（地域ケア個別会議等）と書かれています。地域福祉なので、保健・医療・福祉の連携体制

は大変大事なことだと思います。今年、医療介護総合確保推進法という法律が制定され、例えば介護保険の領域では、今後、日常生活圏域ごとに在宅医療と介護の連携を充実していくことに取り組み、高齢者の計画ではそういったことも盛り込まれるだろうと思うのですが、本計画においても在宅医療と福祉の連携は大事なので、在宅医療と福祉の連携というような施策が盛り込まれているといいのかなと思います。

63 ページに事業番号 82 市民の福祉ニーズの把握という新規事業がありますが、要介護の方や認知症の方の訪問診療や歯科診療も含めたニーズの把握、あるいは市内の医療機関として訪問診療や在宅医療の体制はどの程度かということなど、今後検討していくとよいのではないかと思います。

ちなみに行政の医療計画は、医療法で都道府県単位で医療計画を策定することになっており、市町村レベルでの医療計画の策定は法で定められておりません。しかしながらプライマリーケアの充実を考えたとき、これからは市町村レベルでしっかりとした医療体制をどう作っていくかということは大事なのではないかと、医療そのものについて考えていくことも必要ではないかと個人的には考えておりまして、質問いたしました。

会 長： かなり大事なところでございますし、今回の計画は保健計画とも整合をとるということでございますので、その辺について事務局からお願いいたします。

事務局： 医療計画は東京都が作っておりまして、市では医療計画はないのですが、現在、介護保険事業で、在宅療養等を踏まえたかたちで医療と介護の連携の整備が進められているところです。次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、医療と介護の連携について重点施策として盛り込んでおります。次の計画ではその点が大変重要になってくると考えています。地域福祉の計画では現状の表現にとどめておりますが、市としても、在宅医療と介護の連携は非常に重要と考えておりますので、介護保険事業計画等の中で今後具体的な内容を盛り込んだかたちで進めていきたいと考えております。

会 長： そのほか何かございますか。ないようでしたら、資料 2 の 37 ページに関連して、今、社会福祉協議会でいろいろな活動が始まっていますので、経過も含めて、ぜひご説明をお願いできればと思います。

委 員： こちらの計画案にありますように、地域福祉コーディネーターにせよ、地区社協にせよ、行政としてのお考えは社会福祉法人もしくは社会福祉協議会へ委託を検討していらっしゃる、そのような文言がありますけれども、先進他市も実際、地区社協や地域福祉コーディネーターという取り組みを進めておりますので、私どもは現在は単独で、モデル事業として取り組んでいる次第です。

今、福祉エリア 6 地区のうち第 2 地区で、地区社協が一番機能しやすい人口規模が約 1 万人と言われているので、1 万人の住民を持つ押立町と車返団地

の一部をモデル地区として、地区社協そのものを住民の皆さまへ説明会等を開かせていただく中で推進している次第です。地区社協は簡単に申しあげると、地域住民の中で地域の生活課題や福祉課題を発見していただく、またお話し合いをしていただく中で解決できるものは解決していただきたい、そんな事業です。

現在、社会福祉協議会は、地域福祉コーディネーターという職員1名をモデル事業で配置しています。実際、市民の方々から6ケースほど相談がきています。37ページの図も事例があるとわかりやすいのではと思って拝見していただきましたけれども、地域福祉コーディネーターというのは万能薬でも何でもありません。決してスーパーマンではないということは申しあげたいと思っております。地域では解決できない問題を、専門職や地域福祉コーディネーターが介在する中で、専門職の様々なお知恵や様々な方々のお考えを借りながら解決していきますが、ある程度解決の目途が立った中では、やはり最初の課題である、困りごとを持っていらっしゃる方々が地域で末永く暮らしていくために、地域の様々なボランティア役の方々が必要だと思っています。

アンテナ役の方々を醸成するためにも、社会福祉協議会としましては、昨年度から地域福祉リーダー養成研修という研修を開催しまして、次年度はさらに拡大していく予定です。地域福祉コーディネーターがアウトリーチをいくらかしたとしても、発掘するアンテナが非常に大事でありまして、大阪の豊中市の例でも、都内の先進他市の事例を見てみましても、やはり人口3万人に地域福祉コーディネーターが1人いたとしても、なかなか把握が厳しいのが現状です。やはり1万人に1人配置が理想ではありますが、いずれにしても地域住民の方々の意識の醸成が私は一番大事だと思っていますので、地域住民の方々の見守りの目、アンテナを醸成していかなければというところで社会福祉協議会として取り組んでいる次第です。地域福祉コーディネーターも決してひとり仕事ではありません。バックボーンには地域住民全体が支えてくださっているというイメージですので、この地域福祉コーディネーターの周りには市民の方々といいですか、地区社協というバックボーンがあるというところを念頭に置いてこの図を見ていただければと思います。

押立町、車返団地のエリアでは、現在モデル地区として12月20日に第1回目の地区社協の準備委員会を開催しました。地域住民の方々にぜひ参画したいという方々が30数名いらっしゃるのですが、そのうちの18名がご出席をいただきまして、地域住民の手で作り上げていきたいというような、本当に最初の一步のわずかな芽が出たというような状況です。

会 長： 有り難うございました。社会福祉協議会が先駆けとして、小地域システムを作りながら行っていこうという流れがございます。これに府中市の地域福祉コーディネーターの事業がどのように実施されていくのか、ということが一つの課題だろうと思っております。そのほか何かございますか。

ないようでしたら、今、いろいろな修正も含めてご意見がございました。ま

た修正をしまして、確認をしたいと思っておりますけれども、今年度中に高齢者、障害者の計画も含めてまとめて、福祉計画を策定するというところでございます。策定のスケジュールの都合上、大変申し訳ないのですが、副会長と私のほうで文字の訂正も含めて確認をさせていただいて、1月の福祉計画検討協議会に地域福祉の計画案を提出したいと思っております。委員の皆さまにご賛同いただければ、会長、副会長で確認をさせていただければと思います。

(異議なし)

それでは事務局からの修正案を、会長、副会長で確認をしまして、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案としたいと思います。

3 その他

事務局： まず報告事項が1点ございます。去る10月19日に開催されました市政施行60周年記念顕彰式において、本審議会における長年のお力添えに対しまして、和田会長、鷹野副会長、小嶋委員に感謝状を贈呈させていただきましたので、委員の皆さまにご報告をさせていただきます。和田会長、鷹野副会長、小嶋委員におかれましては、これまでの貢献に対しまして厚く御礼を申しあげますとともに、今後も引き続きご協力を賜われますようよろしくお願い申しあげます。おめでとうございます。

続きまして今後の予定について3点ご説明させていただきます。1点目は計画に関する今後の予定でございます。本日ご審議いただきました計画案につきましては、本日いただいたご意見を含めて修正をした上で、会長、副会長にお諮りさせていただき、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の正式な案とさせていただきます。そのあと1月8日に開催します福祉計画検討協議会に報告をして、他の計画との最終調整を行い、所定の手続きの後、計画が策定される予定です。計画書は3月末の完成を予定しておりますので、完成しましたら委員の皆さまに計画書をお送りさせていただきます。

2点目は今年度の審議会についてです。本審議会は、今年度は6回の開催を予定しておりましたが、本日第6回審議会をもちまして今年度の開催は終了となります。計画案につきましては会長、副会長に最終確認をしていただくというところでございますが、委員の皆さまにはこれまで数多くのご意見を賜わり、多大なご協力をいただきましたことに事務局からお礼申しあげるところでございます。最終回でございますので、本日の審議会の会議録につきましては、後日、会議録案を委員の皆さまに郵送させていただきます。皆さまに内容をご確認いただいた後、会長、副会長の了承を得て、会議録を公開したいと考えております。よろしくお願いいたします。

次に3点目でございますが、平成27年度の本審議会につきましては、25年度、26年度とご審議いただきました地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理を予定しております。また、委員の皆さまの任期でございますが、

27年3月末日まででございます。今後、改選の手続きを取らせていただく予定です。各所属団体の事務局に委員の推薦依頼をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に事務局を代表しまして、福祉保健部次長よりお礼のご挨拶を申しあげたいと思います。

保健福祉部次長： 本来であれば、部長がご挨拶申しあげるところでございますが、公務のため本日は欠席させていただいております。代わりに事務局を代表いたしまして一言ご挨拶をさせていただきたいと思います。

委員の皆さまには昨年度及び今年度の2年間、合計11回にわたりまして、多数のご意見をいただきながら地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案のご審議をいただきました。これまでの皆さまのご尽力に対しまして深く感謝申しあげる次第でございます。

本計画案につきましては、今後、所定の手続きを経た上で、今年度末を目処に正式な計画書として公表してまいります。委員の皆さまにおかれましては、本計画策定後も本市の地域福祉の推進のために今後も引き続きお力添えを賜われますようお願い申し上げます。

最後に委員の皆さまの今後のご健勝とますますのご活躍を祈念いたしましてご挨拶とさせていただきます。本当に有り難うございました。

会 長： 次期の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の最終案ということで、もしこのほかに、こういうことをぜひ載せてほしいということがございましたら、事務局にご連絡いただき、会長、副会長で案を考えたいと思っております。

今回で最終の審議会になります。この計画案を答申として出すわけですが、ここからがようやく府中の福祉の始まりということで、われわれも協力できることは協力して見守っていきたいと思っております。2年間の審議会、大変ご苦労さまでした。今後とも、ぜひこの福祉のまちづくりを含めて府中市に何らかのかたちでご協力をお願いできればと思います。本当に有り難うございました。

それではこれで第6回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思います。有難うございました。

以上